

# 指定障害福祉サービス事業等

## 指定申請のてびき

平成31年4月

奈良市福祉部障がい福祉課

※ダウンロードはこちらから

(奈良市トップページ→画面左部「申請書ダウンロード」

→ 障がい者(児)関連

→ 指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出)

この資料は、平成31年4月現在の制度等に基づき作成したものです。  
今後、変更の可能性のあることに留意してください。

# 目次

## I 概要

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 奈良市が新たに指定等を行うサービス種類・・・・・・・・・・ 1
3. 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 障害福祉サービス事業等の形態について・・・・・・・・・・ 6
5. 基準該当事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## II 指定等の手続きについて

1. 指定新規申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 指定更新申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
3. 指定変更申請及び変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4. 廃止・休止・再開届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
5. 介護給付費等算定の体制届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## III サービスごとの指定基準

1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・・・・・・・・ 15
2. 短期入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 共同生活援助（グループホーム）・・・・・・・・・・・・・・ 23
4. 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
5. 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
6. 療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・  
就労継続支援（A型・B型）・障害者支援施設（施設入所支援）・・ 34
7. 就労定着支援・自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
8. サービス管理責任者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

## IV 参考事項

1. 主たる対象者の特定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
2. 人員配置基準に必要な項目の算出方法について・・・・・・・・ 52
3. 運営規程の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
4. 定款の事業名の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

# I 概要

## 1. はじめに

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者には、居住地の市町村からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項。ただし、同条第4項の規定により、実際には、この費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式（※）をとりますので、市町村から事業者を支払われることとなります）。

また、障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」または「法」という。）及び平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」と、その後に公布された関係法令等（以下、「地域主権改革一括法等」という。）の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（政令市又は中核市に所在する事業所については市長）の指定を受ける必要があります。

このたびきは、障害福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読み下さい。

※法定代理受領…指定障害福祉サービス事業者等が、支給決定をした市町村に対して、当該支給決定障害者等に代わって介護給付費等の請求を行い市町村から支払いを受けること。法第29条第4項、第34条第2項、第51条の14第4項又は第51条の17第3項に基づく。

## 2. 奈良市が新たに指定等を行うサービス種類

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「整備法」という。）の施行に伴い、平成24年4月1日から「特定相談支援」「一般相談支援」「障害児相談支援」が新設されました。なお、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして実施されていた「児童デイサービス」は、平成24年4月1日より児童福祉法に基づくサービスに変更となりました。また、平成30年4月1日より就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（日中サービス支援型）が新設されました。

また、地域主権改革一括法等に基づき、障害者（児）に対するサービスについての各事業所や施設等の新規指定・指定更新・変更届等の受理等並びに監査等の権限が、平成24年4月に奈良県から奈良市へ移譲されています。ただし、児童福祉法に基づく障害児入所施設の指定等は奈良県が行います。

### ー 本市が指定を行うサービス種類 ー

|   |  |
|---|--|
| <p><b>【介護給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 居宅介護</li><li>○ 重度訪問介護</li><li>○ 同行援護</li><li>○ 行動援護</li><li>○ 療養介護</li><li>○ 生活介護</li><li>○ 短期入所</li><li>○ 重度障害者等包括支援</li><li>○ 施設入所支援</li></ul> | <p><b>【訓練等給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自立訓練（機能訓練）</li><li>○ 自立訓練（生活訓練）</li><li>○ 就労移行支援</li><li>○ 就労継続支援A型</li><li>○ 就労継続支援B型</li><li>○ 就労定着支援</li><li>○ 自立生活援助</li><li>○ 共同生活援助</li></ul> <p><b>【相談支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定相談支援</li><li>○ 一般相談支援</li><li>○ 障害児相談支援</li></ul> |
|---|--|

### 3. 指定の要件

- ・法人格を有すること（※施設入所支援サービスの場合は、原則として地方公共団体または社会福祉法人であること。）
- ・事業所又は施設の指定基準を満たし、適正な運営が見込めること
- ・障害者総合支援法第36条第3項の欠格事由に該当していないこと

以上のことを要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行われます。指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たしていただく必要があります。

該当条文については、55頁から60頁をお読みください。

#### (1) 事業者・施設の責務について（法第42条）

- 関係機関との連携を図りつつ、障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じてサービス提供を常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めること。
- 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- 障害者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は、障害者総合支援法に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

#### (2) 指定基準について（法第43条、第44条）

サービス種別毎に以下の3つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた日以降も指定基準を遵守する必要があります。

- 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- 運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

※ 地域主権改革一括法等の施行に伴い、これまで厚生労働省令において規定されていた指定基準等は、都道府県・政令市又は中核市の条例に委任されました。奈良市では、次の条例を平成25年4月1日より施行しました。

#### 1 制定した条例

|   |  |
|---|--|
| ① | 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例<br>(平成30年奈良市条例第23号)                                      |
|   | ※国が定めていた省令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号） |
| ② | 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例<br>(平成30年奈良市条例第24号)   |
|   | ※国が定めていた省令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）     |

|   |   |
|---|---|
| ③ | 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例<br>(平成30年奈良市条例第25号)                                       |
|   | ※国が定めていた省令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号) |
| ④ | 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例<br>(平成30年奈良市条例第26号)  |
|   | ※国が定めていた省令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)    |

## 2 条例の概要

本市の独自基準として、以下の内容を制定しました。この独自基準以外の部分は、これまで国が定めていた各省令に基づき、同様の基準で制定しています

### ◇奈良市独自基準

#### 【一般原則若しくは基本方針】

| 内容   | 趣旨     |
|--|--------|
| 運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない旨を規定 | 暴力団の排除 |
| 対象条例   | ①～④の条例 |

#### 【申請者の要件】

| 内容                           | 趣旨             |
|------------------------------|----------------|
| 指定障害福祉サービス事業者の申請者は、法人とする旨を規定 | 法で規定されていたものを継承 |
| 対象条例                         | ①、②の条例         |

#### 【勤務体制の確保等】

| 内容   | 趣旨                                    |
|--|---------------------------------------|
| 事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた適切な処遇を行うよう努めなければならない旨を規定 | 従業者がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の整備を促進するため |
| 対象条例   | ①～④の条例                                |

#### 【報告】

| 内容  | 趣旨                                      |
|---|---|
| サービスの質の向上に関する施策の推進を図るため、市長が別に定めるところにより、サービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときには、事業者は協力しなければならない旨を規定 | サービス提供の状況等を把握・分析し、サービスの向上に繋げる施策の推進を図るため |
| 対象条例  | ①～④の条例                                  |

#### 【管理者】

| 内容  | 趣旨   |
|---|--|
| 日中活動系サービス事業における管理者について、常勤の管理者を配置しなければならない旨を規定 | 常勤職員による配置を明確化し、訪問系及び居住系のサービス事業における管理者要件との整合を図り、適切な管理業務の遂行を担保するため |
| 対象条例  | ①～③の条例   |

【非常災害対策】

| 内容   | 趣旨                  |
|--|---------------------|
| 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨を規定  | 災害時等における地域住民との連携の強化 |
| 事業者は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない旨を規定 | 災害時の対応を強化するため       |
| 対象条例   | ①～④の条例              |

【身体拘束の禁止】

| 内容   | 趣旨                                  |
|--|-------------------------------------|
| 身体拘束を行う場合に関し、緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない旨を規定<br>身体拘束記録に『「緊急やむを得ない理由」について検討した過程等』を記載しなければならない旨を規定<br>身体拘束等を廃止するために研修を実施する旨を規定 | 判断過程の客観性及び慎重性を確保し、利用者の権利擁護の実現に資するため |
| 対象条例   | ①～④の条例                              |

【設備】

| 内容  | 趣旨  |
|---|---|
| 訓練・作業室における訓練・作業に支障のない広さについて、具体的に1人あたり3㎡以上を確保しなければならない旨を規定<br>「その他運営に必要な設備」として静養室及び更衣室を必須の設備として確保しなければならない旨を規定 | 県内事業所間のサービスの質の均質化と利用者の処遇確保を図るため<br>利用者が障害のある方であることに鑑み、利用者の体調、心身の状況に応じた適切な対応ができるよう、また利用者のプライバシーを確保するための環境整備を図るため |
| 対象条例  | ①～④の条例  |

【設備及び備品等】

| 内容  | 趣旨                      |
|---|-------------------------|
| 事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない旨を規定 | 安全性等に配慮された居室等の設置を推進するため |
| 対象条例  | ①、②の条例                  |

【サービスの提供】

| 内容   | 趣旨   |
|--|--|
| 事業者は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない旨を規定 | 利用者の食べる意欲の維持・向上を意識した献立の工夫を事業者等に促すことにより、規則的な食事の摂取による利用者の生活の質の維持・向上を図るため |
| 対象条例   | ①、②及び④の条例  |

なお、相談支援については、以下の厚生労働省令に基づきます。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28条）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

※上記の基準等以外でも、他法律に関連した届出等が必要な場合がありますので、申請までに関係各課へ確認等をしてください。

- (例) 消防設備については所管消防署  
建築物の用途等については都市計画課、建築指導課又は開発指導課  
食事提供については保健所 など。

基準を満たしていない指定事業者等に対して、本市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。（法第48条、第49条、第50条）

### (3) 報酬算定基準について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

※ 上記基準のほかに告示等が発出されています。事業者として把握しておくことが必要ですので、官報等によりご確認願います。

#### 4. 障害福祉サービス事業等の形態について

##### (1) 一体型事業所（複数の場所を一体的に管理運営するもの）

下表の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われているとみなせるものについては、複数の場所（事業所）で事業を実施している場合でも、1の事業所として指定することができます。

##### (1) 利用定員（規模）

- 主たる事業所、従たる事業所の合計で、20人以上（就労継続支援A型を除く）であること
- 主たる事業所、従たる事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護、自立訓練、就労移行支援は6人以上、就労継続支援は10人以上。）

##### (2) 人員配置

1つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員は従たる事業所ごとに常勤専従職員を1人以上配置していること

##### (3) 事業運営

- 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- 必要な場合には随時、事業所間で相互支援の体制があること
- 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- 事務所間の会計管理が一元化されていること
- 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制

##### (4) 地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所は、同一の日常生活圏域にあつて、サービス管理責任者の業務遂行に支障の無い距離にあること。（主たる事業所と従たる事業所の間は、通常の移動手段により概ね30分以内で移動可能な範囲を目安とする。）

- ・設備は、1人あたり3㎡以上の訓練・作業室は必要ですが、他の設備（相談室等）については、従たる事業所の運営上必要な設備を設けて下さい。
- ・主たる事業所の所在地が奈良市内で、従たる事業所の所在地が奈良市外の場合は、奈良市に届出等して下さい。

##### (2) 出張所について

生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う場所であり、設備は必要とされるものがが必要です。日中活動系の場合は、「主たる事業所へ集合→出張所へ作業しに行く→主たる事業所へ戻って終了」という流れになり、サービス提供の開始及び終了を出張所で行うことはできません。また、主たる事業所と利用者を区別できません。

※主たる事業所と従たる事業所や出張所において、異なる実施地域の設定が可能です（運営規定への記載、重要事項説明書等での説明が必要）。

(3) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となります。

なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく当該事業の追加指定となります。

(1) 利用定員（規模）

- 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- 事業所それぞれについて、事業ごとに定める最小利用人数以上であること  
(生活介護、自立訓練、就労移行支援は6人以上、就労継続支援は10人以上)

(2) サービス提供職員の配置

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち1人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とする。

(3) サービス管理責任者の配置

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置する。

(4) 設備

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とする。  
訓練・作業室は、事業毎に区別されたスペースが必要。

**【自立支援給付費について】**

多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。

ただし、加算は各サービスごとの定員に応じた定員区分により算定されます。

#### (4) サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害程度区分に基づき設定するが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることができます。

##### (1) 対象事業

人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

##### (2) サービス提供単位の考え方

ア 原則は、1つの事業所に1単位

イ ただし、下記判断基準の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービスごとに平均障害支援区分を算定する。

##### (3) サービス管理責任者の配置に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

##### (4) 自立支援給付費

事業所全体の定員規模により算定する。ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

##### 【判断基準】

- 階を隔てるなど、同時に2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。
- 各サービス提供の単位の最小利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。（療養介護及び生活介護は20人以上、施設入所支援は30人以上）
- 各サービス提供の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。

## 5. 基準該当事業所

### ①基本的な考え方

#### 【障害者総合支援法関係条文抜粋】

（特例介護給付費又は特例訓練等給付費）

**第三十条** 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第二号に規定する基準該当障害福祉サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（特定費用を除く。）について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。

一 （略）

二 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス（次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を受けたとき。

イ 第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所（以下「基準該当事業所」という。）

ロ 第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設（以下「基準該当施設」という。）

三 その他政令で定めるとき。

2～4 （略）

つまり、基準該当障害福祉サービスとは、指定障害福祉サービス事業所としての指定を受けるべき要件(人員、設備及び運営に関する基準)のうち、一部を満たしていない事業者で、一定の基準(※)を満たすサービスの提供を行うものについて、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給の対象とすることにより、多様な事業者の参入を可能とし、地域においてきめ細かなサービス提供を可能とするものです。

基準該当サービス事業所の登録については、地域のサービス需給状況等を総合的に勘案した上で必要と判断した場合に限り行うこととされています。

※ 基準該当の基準についても、サービス種別毎に定められています。内容については、以下の条例を参照して下さい。

- 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例  
(平成30年奈良市条例第23号)

**【基準該当障害福祉サービスの規定が設けられているサービスの種類】**

- ・ 居宅介護
- ・ 生活介護
- ・ 短期入所
- ・ 重度訪問介護
- ・ 自立訓練(機能訓練)
- ・ 同行援護
- ・ 自立訓練(生活訓練)
- ・ 行動援護
- ・ 就労継続支援B型

## 6、用語の定義

| 用語             | 定義   |
|----------------|--|
| 利用者            | 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。  |
| 支給決定           | 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。  |
| 支給決定障害者等       | 法第5条第23項に規定する支給決定障害者をいう。   |
| 支給量            | 法第22条第7項に規定する支給量をいう。   |
| 受給者証           | 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。  |
| 支給決定の有効期間      | 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。  |
| 指定障害福祉サービス事業者  | 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。   |
| 指定障害福祉サービス事業者等 | 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。  |
| 指定障害福祉サービス     | 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。  |
| 指定障害福祉サービス等    | 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。   |
| 常勤換算方法         | <p>指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数である。</p> <p><b>【小数点の取り扱いについて】</b></p> <p>① 常勤換算をする場合 ※必要な員数について、確保すること。</p> <p>ア 基準人数算出 利用者数を除した数の小数点第2位以下を切り捨てる。</p> <p>イ 従業者常勤換算 従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下について切り捨てる。</p> <p>&lt;計算例&gt;</p> <p>◆ 基準人数算出<br/>当該事業所の常勤従業者の週あたり勤務時間が40時間、利用者数20人の事業所で、基準上利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準人数算出 <math>20 \text{人 (利用者数)} \div 6 = 3.333 \rightarrow 3.3 \text{人}</math> (基準人数)</li> <li>・必要勤務時間数 <math>40 \text{時間/週} \times 3.3 \text{人} = 132 \text{時間/週}</math></li> </ul> <p>◆ 従業者常勤換算<br/>当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週（週40時間勤務従業者が2名、週30時間勤務従業者が1名、週25時間勤務が1名）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者常勤換算 <math>135 \text{時間} \div 40 \text{時間} = 3.375 \rightarrow 3.3 \text{人}</math> (常勤換算)</li> </ul> <p>◆ ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。</p> <p>② 常勤換算をしない場合<br/>※基準上必要な員数について、端数は切り上げて確保すること。</p> |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 勤務延べ時間数                  | 勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間、又は、当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務時間延べ数に算入することができる時間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。   |
| 常勤                       | 指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間か、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たす。 |
| 「専ら従事する」、「専ら提供に当たる」、「専従」 | 原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。  |

## II 指定等の手続き等について

### 1、指定新規申請

事業者及び施設の指定は、事業所ごと及びサービスの種類ごとに行います。

事業所の所在地が奈良市外の場合は、奈良県へ申請して下さい。また、児童福祉法における指定障害児入所施設等の指定申請も奈良県へ申請して下さい。

#### ① 指定日及び申請書類の提出期限

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を原則としています。

申請にあたっては、審査の関係上、指定日の2か月前の末日までには指定申請書等を整え提出して下さい。尚、月末は申請が混み合いますので余裕を持った申請にご協力下さい。又、郵送による申請は受付しておりませんので必ずご持参下さい。

（例）指定日が4月1日の場合 → 2月末日が提出期限

※ 末日までに提出いただいた場合でも書類審査等において不備等あったときは、指定日が1ヶ月遅れていく場合があります。詳しくは、「③申請の受付について」をご覧ください。

#### ② 申請に必要な書類

指定申請書、サービスごとの事業内容（付表等）、その他添付書類、事業開始届、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等を提出して下さい。

同一法人が複数の事業所でサービスを行おうとする場合には、事業所ごとに申請書類を作成して申請して下さい。1つの法人が複数事業所を同時に申請する場合において、登記簿謄本等は「原本」を1部とし、残りをコピー等の「写し」にて提出できます。ただし、「写し」には必ず下の例のように原本証明を行って下さい。尚、以前に「原本」にて提出をし、後日に事業の追加等が生じた場合においては、「写し」ではなく「原本」にて提出して下さい。

【原本証明の例】

原本に相違ないことを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(法人名) 〇〇〇〇〇〇〇〇

(代表者名) 〇〇〇〇〇〇〇〇 印

※書類の余白又は裏面に証明してください。

※法人名には「〇〇法人 〇〇会」、「〇〇会社 〇〇〇〇」等、法人種別と法人名を記入してください。

※代表者名には「理事長 〇〇〇〇」、「代表取締役 〇〇〇〇」等、代表者の職責と氏名を記入してください。

※印鑑証明書と同一の印を使用してください。

同一の事業所において複数のサービスを行おうとする場合には、サービスの種類ごとに付表と添付書類を作成し、1つの申請書にまとめて提出して下さい。1つの申請書内に重複する書類がある場合は、1部のみの添付で差し支えありません。

申請書類については、申請書ごとにフラットファイル（A4-Sサイズ 2つ穴）に書類一式を「申請書類等一覧表」に記載順のとおり綴じ、表紙に「事業所名」、「サービス種類」及び「法人名」を記入して提出して下さい。

フラットファイルに綴じた申請書類（捺印等したもの）を「原本」として提出すると共に、事業者の控え及び確認用として「原本」をコピーした「副本」を用意し、申請時に必ず持参して下さい。指定申請等の際に修正等生じた事項は、副本も同様に補正のうえ、各事業所で保管して下さい。

使用する印鑑は、すべて法務局に登録されているものを使用して下さい。

③ 申請の受付について

申請に必要な書類が揃っている場合は、申請書類「原本」（フラットファイルに綴じたもの）をお預かりします。お預かりした時点で受付とさせていただきます。

- ・書類審査の結果、不備等ない場合→お預かりした月の翌々月1日を指定日として処理させていただきます。指定審査事務完了後、事業者宛に指定通知書と申請書に受付印を押印した写しを送付いたします。
- ・書類審査の結果、不備があった場合→指定された補正日までに必ず補正（不足）書類を提出して下さい。指定された補正日までに補正（不足）書類の提出が無かった場合は、補正（不足）書類の提出された日を基準に処理させていただくこととなりますので、翌月の指定審査となる場合があり、結果、指定日も1ヶ月遅れていくこととなりますのでご留意下さい。
- ・申請に必要な書類が揃っていない場合や、申請書やその添付書類の内容に不備がある場合は、一端申請書類は全てお返しする場合がありますので、書類を整理後再度提出して下さい。

④ その他

一般相談支援において、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定申請は、他の一般相談支援事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合に認められます。

⑤ 必要書類等

「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」に必要な書類一覧表及び様式を掲載しております。

## 2、指定更新申請

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定につきましては、指定後6年毎に指定更新が必要です。

**必要書類**（「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」よりダウンロードしていただけます。）

【指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業】

- ① 指定障害福祉サービス事業者等 指定（更新）申請書・・・第13号様式
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第三項各号の規定に該当しない旨の誓約書・・・参考様式11（役員等名簿含む）

【指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業】

- ① 指定特定相談支援事業者等 指定（更新）申請書・・・第1号様式
- ② 指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書・・・参考様式12（役員等名簿を含む）

※指定障害児相談支援事業については、下記の書類も必要です。役員等名簿は一部のみの提出で可能です。

指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書・・・参考様式13

指定届出内容に変更がある場合は、変更届出等（「3、指定変更申請及び変更届」を参照して下さい）も合わせて提出して下さい。指定有効期限の1か月前頃までに書類提出して下さい。

## 3、指定変更申請及び変更届

### ① 指定変更申請

- ・生活介護又は就労継続支援（B型）等において障害福祉サービスの量を増加させる場合
- ・障害者支援施設が施設障害福祉サービスの種類を変更、又は当該指定に係る入所定員を増加させる場合
- ・提出書類→指定変更申請書（第13号様式の2）、変更届出書（第13号様式の3）、付表、運営規程、その他添付書類（変更内容に係る書類）

原則、指定変更日の2か月前の末日までに提出して下さい。

その他の障害福祉サービス事業においてサービス量を増加させる場合には、必ず事前に相談（提出書類等の確認等）をして下さい。

### ② 指定変更届出

届出内容について変更が生じた場合は、変更日から10日以内に届出書及び添付書類（変更内容に係る書類）を提出して下さい。

③ 様式等は、「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」に掲載しております。

## 4、廃止・休止・再開届

① 指定された事業を廃止・休止・再開される場合は届出が必要になります。廃止、休止する場合は1か月前までに、再開する場合は再開日から10日以内に届出書及び添付書類を提出して下さい。なお、障害者支援施設の指定を辞退する場合は、辞退する日の3か月前までに、辞退届出書を提出して下さい。

② 廃止及び辞退届出の場合は、後日に廃止通知書等を送付します。

② 様式等は、「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」に掲載しております。

## 5、介護給付費等算定の体制届

- ① 毎月15日を締切とし翌月1日からの適用とします。（算定単位数が増える場合。減る場合は、事由発生日からの適用になります）。なお、福祉・介護職員処遇改善（特別）加算については、適用月の前々月末日までに届出が必要です。

（例）適用日が4月1日の場合→提出期限は3月15日（福祉・介護職員処遇改善（特別）加算については2月末日）

ただし、届出書類に不備のない場合に限り、不備等あった場合は適用が1か月遅れていく場合があります。

- ② 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、各加算の届出書及び添付書類を提出して下さい。様式等は「指定障害福祉サービス事業者等の指定・届出」に掲載しております。

### 【介護給付費等算定届と請求について】

介護給付費等の請求においては、本市が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業者情報として支払事務委託を行っている国保連合会に提供します。

国保連合会では、事業所から提出された請求データと、本市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際には届出の内容に沿って行っていただく必要があります。また、届出の内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行っていただく必要があります。

- ③ 加算の算定要件等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)」等に基づきます。

### Ⅲ. サービスごとの指定基準

障害福祉サービス毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。詳細は、指定基準について（Ⅰの3、（2））をご確認ください。

#### 1、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

##### （1）サービスの種類

###### ① 居宅介護の内容

|         |  |
|---------|--|
| 身体介護    | 障害者等につき、居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等  |
| 家事援助    | 障害者等につき、居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等   |
| 通院等介助   | 障害者等につき、通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助  |
| 通院等乗降介助 | 障害者等につき、通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助 |

※特定のサービス行為に偏ってサービスを提供することは基準違反となる。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）（以下「基準省令」とする。）第32条）

###### ② 重度訪問介護の内容

重度の肢体不自由者又は知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であり、常時介護を要する障害者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・ 居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯等の介護
- ・ 居宅において行う掃除等の家事
- ・ 居宅において行う生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・ 外出時における移動中の介護

###### ③ 同行援護の内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

###### ④ 行動援護の内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する者につき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

##### （2）人員配置基準について

###### ① 指定基準

###### ◆ 管理者1人（常勤・専従）

- ・ 管理業務に支障がないと認められる場合には他の職務との兼務可能

###### ◆ サービス提供責任者1人以上（常勤・専従）

- ・ 下記により算定した数のいずれか低い方の基準以上

ア) 当該事業所のサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上

イ) 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

ウ) 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

エ) ウ)の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人以上又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

・管理者との兼務可能。また、事業の規模に応じて常勤換算方法により配置可能。

◆ ヘルパー2. 5人以上(常勤換算)

② その他

□ 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、一体的に考えて人員配置することが可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。

□ また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、一体的に考えて人員配置することが可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。

□ ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、次ページの「(3) ヘルパーの資格要件について」を参照して下さい。(但し、行動援護については平成33年3月31日までは緩和規定があります。)

□ サービス提供責任者の配置については、一部要件が緩和されています。

※ 常勤要件の緩和(平成21年4月から) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通  
ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。

イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

ウ 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として常勤換算を可能とする。

エ 指定基準上、6人以上サービス提供責任者を配置しなければならない事業所で、常勤換算方法によることとする事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。

オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業者の勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

※ 要件の緩和(平成24年4月から) 重度訪問介護のみ

ア 当該事業所の月間延べサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く)が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上

イ 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増すごとに1人以上

ウ 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

(3) ヘルパーの資格要件について

① サービス提供責任者

指定事業所毎に常勤の従業員であって、下記の資格を有し、専ら居宅介護等の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

| サービス種類   | 介護福祉士（介護職員実務者研修修了者も含む） | 養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む） |                       |               |               |              |             | その他 |
|----------|------------------------|------------------------|-----------------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-----|
|          |                        | 居宅介護従業者養成研修課程（1級）（注5）  | 居宅介護従業者養成研修課程（2級）（注5） | 訪問介護員（1級）（注6） | 訪問介護員（2級）（注6） | 介護職員基礎研修（注6） | 行動援護従業者養成研修 |     |
| 居宅介護     | ○                      | ○                      | 注1                    | ○             | 注1            | ○            |             |     |
| 重度訪問介護   | ○                      | ○                      | 注1                    | ○             | 注1            | ○            |             |     |
| 同行援護（注2） | ○                      | ○                      | 注1                    | ○             | 注1            | ○            |             | 注3  |
| 行動援護（注4） | ○                      | ○                      | 注1                    | ○             | 注1            | ○            | ○           |     |

※居宅介護事業における減算（平成30年4月1日より）

①居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧訪問介護員2級を含む）をサービス提供責任者として配置し、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合…10%減算

②「居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者へのサービス提供」や「前記以外の範囲に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上」の場合…10%減算

③居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上…15%減算

注1 実務経験3年以上

注2 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者

※同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると奈良県知事が認める研修

- ・廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した「視覚障害者移動介護従業者養成研修」
- ・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示538号）第1条第16号に規定する「視覚障害者外出介護従業者養成研修」
- ・「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

※同行援護従業者養成研修（応用課程）に相当すると奈良県知事が認める研修

- ・社会福祉法人日本盲人会連合会が実施した視覚障害者移動支援事業資質向上研修

注3 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

注4 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、精神障害者又は知的障害児の直接支援業務に3年以上従事した経験がある者。ただし、平成33年3月31日までの間、上記表の「行

動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、精神障害者又は知的障害児の直接支援業務に5年以上従事した経験があるもので足りるものとする。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）修了者は、行動援護従業者養成研修修了者に相当する。

注5 居宅介護従業者養成研修1級及び2級は平成25年3月末日に廃止され、居宅介護職員初任者研修（訪問介護員1級または2級相当であり平成25年4月に創設）に相当する。居宅介護職員初任者研修及び居宅介護従業者養成研修2級の場合は、実務経験3年以上が必要（居宅介護従業者養成研修1級の場合、実務経験は不要）。

注6 訪問介護員及び介護職員基礎研修は、平成25年3月末日に廃止され、平成25年4月から、介護職員初任者研修が創設された。訪問介護員3級以外については、介護職員初任者研修のみなし規定有り。介護職員初任者研修及び訪問介護員2級の場合は、実務経験3年以上が必要（訪問介護員1級及び介護職員基礎研修の資格の場合、実務経験は不要）。

看護師及び准看護師の資格については、訪問介護員1級とみなされる。

**【実務経験年数について】**

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間（職員であった期間）が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

例) 1年以上（180日以上）、2年以上（360日以上）、3年以上（540日以上）

② サービス提供職員（ヘルパー）

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）

| 資格要件<br>サービス種類 |      | 介護福祉士（介護職員実務者研修修了者も含む） | 養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む） |                     |                 |               |              |             | 同行援護従業者養成研修（一般課程） |
|----------------|------|------------------------|------------------------|---------------------|-----------------|---------------|--------------|-------------|-------------------|
|                |      |                        | 居宅介護従業者養成研修1・2級（注7）    | 居宅介護従業者養成研修（3級）（注8） | 訪問介護員（1・2級）（注9） | 訪問介護員（3級）（注9） | 介護職員基礎研修（注9） | 行動援護従業者養成研修 |                   |
| 居宅介護           | 身体介護 | ○                      | ○                      | 注1                  | ○               | 注1            | ○            |             | 注3                |
|                | 家事援助 | ○                      | ○                      | 注2                  | ○               | 注2            | ○            |             | 注2                |
|                | 乗降介助 | ○                      | ○                      | 注2                  | ○               | 注2            | ○            |             | 注2                |
| 重度訪問介護         |      | ○                      | ○                      | ○                   | ○               | ○             | ○            |             | ○                 |
| 同行援護           |      | 注5                     | 注5                     | 注5                  | 注5              | 注5            | 注5           |             | 注4                |
| 行動援護（注6）       |      | ○                      | ○                      |                     | ○               |               | ○            | ○           |                   |

注1 報酬は、身体介護において30%減算

※平成18年9月30日において、従来の視覚障害者外出介護従業者養成研修、全身性障害者外出介護従業者養成研修、知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者の報酬は、通院介助（身体介護有り）において30%減算、通院介助（身体介護無し）と通院等乗降介助において10%減算。

注2 報酬は、家事援助又は乗降介助において10%減算

注3 重度訪問介護従業者研修課程修了であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者の場合は、重度訪問介護の報酬を算定（3時間以上の場合は、627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数）

注4 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者

※同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当すると奈良県知事が認める研修

- ・廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号の規定に基づき実施した「視覚障害者移動介護従業者養成研修」
- ・指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示538号）第1条第16号に規定する「視覚障害者外出介護従業者養成研修」
- ・「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したガイドヘルパー養成研修（視覚障害者研修課程）

※国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者も従事できる。

※盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者とみなす（平成33年3月31日までの経過措置）。ただし、10%減算になる。

注5 居宅介護の従業者要件を満たす者であり、かつ1年以上の視覚障害に関する実務経験を有する者（居宅介護従業者養成研修3級及び訪問介護員3級の場合の報酬は、「身体介護有り」において30%減算、「身体介護無し」において10%減算になる。）

注6 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、精神障害者又は知的障害児の直接支援業務に1年以上従事した経験がある者。ただし、平成33年3月31日までの間、上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、精神障害者又は知的障害児の直接支援業務に2年以上従事した経験がある者の場合、当該基準に適合するものとみなす。

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）修了者は、行動援護従業者養成研修修了者に相当する。

注7 平成25年3月末日に廃止され、居宅介護職員初任者研修（訪問介護員1級及び2級に相当であり平成25年4月に創設）に相当する。

注8 平成25年3月末日に廃止され、障害者居宅介護従業者基礎研修（訪問介護員3級に相当であり平成25年4月に創設）に相当する。

注9 訪問介護員及び介護職員基礎研修は、平成25年3月末日に廃止され、平成25年4月から、介護職員初任者研修が創設された。訪問介護員3級以外については、介護職員初任者研修のみなし規定あり。

看護師及び准看護師の資格については、訪問介護員1級とみなされる。

#### (4) 指定重度訪問介護事業者にみなされる取扱いについて

基準省令第43条により、指定居宅介護事業者は、例え指定申請を行わなくても指定重度訪問介護事業者とみなされることとなっています。

ただし、重度訪問介護の指定を不要とする申し出を行った場合は、指定を受けないことができますので、担当者にご相談下さい。

なお、重度訪問介護事業者にみなされる取扱いは指定事業者のみで、基準該当居宅介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業者にみなされる取り扱いはありません。

(5) 通院等乗降介助の提供について

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のア～オのいずれかの許可）を受けていることが要件となります。

ア 道路運送法第4条許可（一般旅客自動車運送事業の許可）

イ 道路運送法第4条許可（患者等輸送サービスに限定した一般旅客自動車運送事業の許可）

ウ 道路運送法第43条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）

エ 道路運送法第78条第3号許可（自家用自動車有償運送の許可）

オ 道路運送法第79条許可（福祉有償輸送及び過疎地有償運送の登録）

上記要件を満たし、通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に下記の書類を併せて提出する必要があります。

ア 運営規程（「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示しなければならないこととされている。）

イ 道路運送法の許可書の写し

**【関係通知】**

「通院のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について

（平成16年9月29日障障発第0929001号）

## 2、短期入所

居宅においてその介護をする人が病気の場合等に、障害者支援施設等において、短期間、夜間も含めた入浴・排せつ・食事の介護等の支援を行います。

### (1) 短期入所サービスの類型別指定基準

短期入所サービスの類型は、以下のとおりです。それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められています。

| 区分   | 併設型  | 空床型  | 単独型  |
|------|--|--|--|
| 概要   | 指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所   | 利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所   | 指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所（「併設型」「空床型」以外）   |
| 人員基準 | 従業者<br>ア 当該他の事業等のサービス提供時間帯<br>当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上<br>イ 上記以外の時間帯<br>・当該日の利用者数が6名以下 1以上<br>・当該日の利用者の数が7名以上 当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 従業者<br>ア 当該他の事業等のサービス提供時間帯<br>当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を入所者とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上<br>イ 上記以外の時間帯<br>・当該日の利用者数が6名以下 1以上<br>・当該日の利用者の数が7名以上 当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 従業者<br>ア 他事業所等(入所を除く)において行う短期入所であって、当該他の事業等のサービス提供時間における生活支援員の数<br>他事業所等の利用者数及び当該指定短期入所事業の利用者数の合計数を当該他事業所等の利用者数とみなした場合に、当該他の事業所等として必要とされる数以上<br>イ 上記以外の場合における生活支援員の数<br>・当該日の利用者数が6名以下 1以上<br>・当該日の利用者の数が7名以上 当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 |
|      | 管理者  | 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）   |  |

| 区分   |    | 併設型  | 空床型                             | 単独型   |
|------|----|--|---------------------------------|---|
| 設備基準 | 設備 | 併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる。 | 指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することである。 | <p>&lt;居室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の居室の定員は、4人以下とすること。</li> <li>・地階は不可。</li> <li>・利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。寝台又はこれに代わる設備を備えること。ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul> <p>&lt;食堂&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障がない広さを有すること。必要な備品を備えること</li> </ul> <p>&lt;浴室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul> <p>&lt;洗面所、便所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設けること。利用者の特性に応じたものであること。</li> </ul> |

**【指定障害者支援施設等とは】**

- ① 指定障害者支援施設
- ② 児童福祉施設
- ③ その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設  
(③には、共同生活援助事業所は含まれる。【H24.4～】)

### 3、共同生活援助（グループホーム）

#### （1）提供形態

##### ① 介護サービス包括型

基本サービス（日常的に必要な相談・援助、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、計画作成、緊急時対応等）及び利用者の個々のニーズに応じた介護サービス（食事、入浴、排せつ等の介護）を行います。

##### ② 外部サービス利用型

介護サービスについては、居宅介護（身体介護）を指定居宅介護事業者に委託し、手配します。介護サービスの提供に係る責任の所在を明確にするために、指定居宅介護事業所ごとにあらかじめ文書で委託契約し、業務について必要な管理及び指揮命令を行い、実施状況について定期的に確認して結果等を記録して下さい。

- ※委託契約事項
- ① 委託業務の範囲
  - ② 委託業務実施の際に遵守する条件
  - ③ 「委託先の従業者により居宅介護の運営基準に従って適切に行われていること」を定期的に確認する旨
  - ④ 委託業務について指示を行い得る旨
  - ⑤ 委託業務について改善の必要があり、所要の措置を講じる指導をした場合に、当該措置が講じられたことを確認する旨
  - ⑥ 委託事業による賠償事故発生時の責任の所在
  - ⑦ その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

##### ③ 日中サービス支援型

障害者の重度化・高齢化に対応するために平成30年4月1日に創設された新たな類型であり、短期入所を併設し、地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場の提供を行います。

#### （2）指定の単位

- 個々の共同生活住居毎に指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居を1事業所として指定します。

**【一定の地域の範囲内とは】**

主たる事業所から他の共同生活住居までが概ね30分以内で移動可能な範囲であって、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいう。

- 事業所全体で、共同生活住居の入居定員の合計が4人以上であることが必要です。

(3) 指定基準関係

<比較表> ※共同生活住居単位ではなく、事業所単位で考えます。

| 区 分                | グループホーム(介護サービス包括型)  | グループホーム(外部サービス利用型)   |
|--------------------|---|--|
| 対象者                | 障害支援区分に関わらず利用可能   | 障害支援区分に関わらず利用可能  |
| 管理者                | 常勤1名  | 常勤1名   |
| サービス管理責任者(※1)      | 30:1(常勤でなくて可)   | 30:1(常勤でなくて可)  |
| 生活支援員              | 次の①～④の合算した数以上(常勤換算方法)<br>① 区分3の利用者数を9で除した数<br>② 区分4の利用者数を6で除した数<br>③ 区分5の利用者数を4で除した数<br>④ 区分6の利用者数を2.5で除した数 | 配置しなくてよい   |
| 世話人                | 利用者数を6で除した数以上(常勤換算方法)   | 利用者数を6で除した数以上(常勤換算方法)<br>※平成26年4月1日に現存する旧グループホームについては「10で除した数以上」とする経過措置有り。 |
| 定員(事業所)            | 4人以上  | 4人以上   |
| 定員(共同生活住居)         | 新規建物2～10人<br>既存建物2～20人  | 新規建物2～10人<br>既存建物2～20人   |
| 定員(ユニット)           | 2人以上10人以下   | 2人以上10人以下  |
| 立地条件               | 入所施設及び病院の敷地内は不可   |  |
| 居室面積               | 7.43㎡以上(収納設備等を除く)   |  |
| 居室定員               | 1人(利用者のサービス提供上必要ならば2人も可能)   |  |
| 設備                 | ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。利用者の特性に応じて工夫されたものであること。   |  |
| 従業者以外の介護           | 外部委託可(※2)   |  |
| 協力医療機関<br>協力歯科医療機関 | 必要<br>(協力歯科医療機関は努力義務)   | 必要<br>(協力歯科医療機関は努力義務)  |

| 区 分                          | グループホーム（日中サービス支援型）  |
|------------------------------|---|
| 対象者                          | 重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない<br>障害者（日によって利用することができない障害者を含む）<br>障害支援区分による制限は無し                              |
| 管理者                          | 常勤1名  |
| サービス管理責任者(※1) (※4)           | 30：1(常勤でなくて可)   |
| 生活支援員 (※4)<br>(夜間及び深夜の時間帯以外) | 次の①～④の合算した数以上（常勤換算方法）<br>① 区分3の利用者数を9で除した数<br>② 区分4の利用者数を6で除した数<br>③ 区分5の利用者数を4で除した数<br>④ 区分6の利用者数を2.5で除した数   |
| 世話人 (※4)<br>(夜間及び深夜の時間帯以外)   | 利用者数を5で除した数以上(常勤換算方法)   |
| 夜間支援従事者 (※4)                 | 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上（世話人又は生活支援員。宿直勤務は除く。）  |
| 常勤要件                         | (※4)のうち1人以上は常勤  |
| 定員(事業所)                      | 4人以上<br>短期入所事業所（空床型をのぞく）の定員等については「※3」を参照してください。   |
| 定員(共同生活住居)                   | 新規建物2～10人（構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物内に複数の共同生活住居を設置可能。この場合は1つの建物の入居定員は20人まで。）<br>既存建物2～20人 |
| 定員（ユニット）                     | 2人以上10人以下   |
| 立地条件                         | 入所施設及び病院の敷地内は不可   |
| 居室面積                         | 7.43㎡以上（収納設備等を除く）   |
| 居室定員                         | 1人（利用者のサービス提供上必要ならば2人も可能）   |
| 設備                           | ユニット毎に複数の居室、居間、食堂、便所、浴室、洗面所、台所が必要。<br>利用者の特性に応じて工夫されたものであること。   |
| 従業者以外の介護                     | 外部委託可（※2）   |
| 協力医療機関<br>協力歯科医療機関           | 必要<br>(協力歯科医療機関は努力義務)   |

※1 サービス管理責任者は、世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、入居定員が20人以上である場合については、できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとする。

※2 当該共同生活援助事業者が、業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合に限る。

※3 グループホーム（日中サービス支援型）が行う短期入所（空床型を除く）は、原則として、グループホーム（日中サービス支援型）と併設又は同一敷地内において行う。なお、短期入所の利用定員は、グループホーム（日中サービス支援型）の入居定員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

## 【防火安全対策について】

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認のうえ、対策を講じてください。

### (4) サテライト型住居（介護サービス包括型及び外部サービス利用型にのみ適用）

#### ① 入居定員 1人

#### ② 設備

居室面積（収納設備等を除き1人当たり7.43㎡以上（本体住居と同じ））及び日常生活を営む上で必要な設備が必要です。居間、食堂等の利用者が相互に交流を図るための設備は、本体住居に設置されるものを利用することになります。また、サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話でも可能）が必要です。

#### ③ 本体住居との関係

利用者が通常の交通手段を利用して概ね20分以内に移動することが可能な距離。

1の本体住居に対してサテライト型住居は2か所（本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所）まで設置することができます。

#### ④ その他

人員配置基準は事業所単位で適用されます。

報酬設定は本体住居と同水準です。

本体住居の従業者による定期的な巡回等を行ってください。定期的な巡回等とは、原則としては毎日の訪問を想定していますが、適切なアセスメントやマネジメントに基づき利用者との合意に基づく決定により、訪問を行わない日を設ける等の柔軟な設定が可能です。

### (5) 人員配置

#### ① 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の場合

指定基準上の人員配置：起床から就寝までの活動時間帯における配置→本体報酬で評価

□ 世話人・生活支援員は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保することが必要です。

日中については、日中活動サービスを利用しているなど多くの利用者が共同生活住居外にいることから、職員配置は義務ではありません。

□ 複数の共同生活住居を持つ事業所についても、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じて算出するため、住居ごとの必要配置時間数が定められているものではありません。

#### ② 日中サービス支援型の場合

グループホーム（日中サービス支援型）については、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置することにより、常時の支援体制を確保することが必要になります。なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、ユニットごとに1人以上配置してください。

## (6) 報酬について

### ① 介護サービス包括型

障害支援区分や人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス＋介護サービス）です。

### ② 外部サービス利用型

利用者全員に必要な基本サービス（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は包括的に評価しますが、利用者ごとに必要性や頻度等が異なる介護サービスは各々に応じて算定されます。

### ③ 日中サービス支援型

日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられ、1日単位で選択する仕組みになっています。個別支援計画に基づき適切に運用してください。

## (7) 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について（日中サービス支援型）

グループホーム（日中サービス支援型）は、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等（※）に対し、下記のことを行う必要があります。また、下記の報告、評価、要望、助言等について記録を整備する必要があります。

① 地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告

② ①の報告に基づき、評価を受ける

③ ②とともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける

### ※協議会等とは

障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議等）

## (8) その他

□ 複数の住居を持つ場合も、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性という観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行ってください。

□ 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じること、利用者に事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じることが必要です。緊急時等における対応のため、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要です。

□ 利用者から支払を受けることができる費用は、基準省令第210条の4第1項及び第2項に規定するほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次のア～オに該当するものとされています（基準省令第210条の4第3項）。これらの受領にあたっては、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければなりません。

ア) 食材料費

イ) 家賃

ウ) 光熱水費

エ) 日用品費

オ) 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（具体的な範囲は、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」平成18年12月6日障発第1206002号による。）

また、体験利用に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとされています。

※グループホーム（介護サービス包括型）におけるホームヘルプの利用について

基準省令第211条第3項において、「指定共同生活援助事業者（介護サービス包括型）は、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。」とされています。

したがって、グループホーム（介護サービス包括型）の入居者が、居宅介護の支給決定を受けてホームヘルプを利用することは原則としてできませんが、次のような場合においては、グループホーム（介護サービス包括型）対象者についてはホームヘルプを利用することが認められています。

① 外部委託（経過措置ではないため期限はありません）

基準省令第212条第3項、第4項において、「生活支援員の業務の全部又は一部を外部の事業者に委託できる」こととなっています。この規定によって、例えば、居宅介護事業者に委託し、当該事業所のヘルパーにグループホーム（介護サービス包括型）の生活支援員の業務を担わせることが可能となります。

② 平成33年3月31日までの経過措置

・重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分4以上に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合。

・障害支援区分4以上に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。）の利用を希望し、次の要件のいずれにも該当する場合。

ア) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

イ) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

(9) 体験利用について

平成21年4月から、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホームへの入居を検討している場合等における、短期間の体験利用が可能になりました。

※サービス提供条件

① 利用には、通常の利用と同様に市町村の支給決定等の手続が必要です。

② 一時的な利用として、1回あたり連続30日以内かつ年50日以内に限られます。

③ 定員の範囲内で実施することとなり、通常の利用者の入院・帰宅中に、当該利用者の居室を体験入居に供することはできません。

(10) 指定申請の取り扱い

介護サービス包括型又は外部サービス利用型、日中サービス支援型のいずれかの指定申請になります。

## 4、重度障害者等包括支援

### 【重度障害者等包括支援の定義】（法第5条第9項）

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を包括的に提供する。

#### (1) 利用者像について

障害支援区分6（児童については区分6に相当する者とする。）で、意志の疎通に著しい困難を伴う等、厚生労働省令により定める一定の要件を満たす者。

#### (2) 指定基準関係

##### ① 実施主体

重度障害者等包括支援以外に、何らかの指定障害福祉サービス（指定療養介護事業者を除く）又は指定事業者支援施設の指定を受けていること。

##### ② 人員基準

管理者（兼務可）、サービス提供責任者（1人以上は常勤）

### 【サービス提供責任者の資格要件】

ア) 相談支援専門員の資格を有していること（資格要件は34頁参照）

イ) 重度包括障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上あること

※居宅介護のサービス提供責任者の資格要件とは異なります。

##### ③ 運営基準

- 利用者からの連絡に随時（24時間）対応できる体制を有していること。
- 自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していること。
- 主たる対象者に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成すると共に、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- 主たる対象者（Ⅰ類型、Ⅱ類型、Ⅲ類型）と利用者数（対応可能な利用者の数という意味）を運営規程に定めること。
- 重度包括支援事業者及びその委託事業者は以下の要件を満たすこと。
  - ア 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については最低基準を満たすこと。
  - イ 短期入所、共同生活援助については指定基準を満たすこと。
  - ウ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、ヘルパーの資格要件は設定しない。ただし、同居家族による介護は不可。

### (3) その他

報酬は重度障害者等包括支援事業者に全て支払われ、他の事業者へ委託してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払います。

なお、報酬は支給決定した単位数そのままを支払われることとなり、実際に使ったサービス量により増減することはありません。（包括払い方式）

## 5、相談支援

整備法の施行に伴い、相談支援の充実として、これまで「相談支援」の定義が、平成24年4月1日より「基本相談支援」「計画相談支援」「地域相談支援」に分けられました。また、児童福祉法に基づくサービスとして、障害児相談支援事業が創設されました。

特定相談支援事業 = 「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業

一般相談支援事業 = 「基本相談支援」及び「地域相談支援」のいずれも行う事業

障害児相談支援事業 = 障害児の通所サービス利用に係る相談及び利用計画作成を行う事業

| 種類     | 相談支援の内容  |  |
|--------|--|--|
| 基本相談支援 | 地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。(法第5条第17項) |  |
| 計画相談支援 | サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいう。   |  |
|        | サービス利用支援   | 障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。(法第5条第20項)                         |
|        | 継続サービス利用支援   | サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。(法第5条第21項)  |
| 地域相談支援 | 地域移行支援及び地域定着支援をいう。   |  |
|        | 地域移行支援   | 障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神科病院が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者等に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。(法第5条第18項) |
|        | 地域定着支援   | 居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。(法第5条第19項)   |

### (1) 対象者

#### ① 特定相談支援事業

- 障害福祉サービスを利用する障害者若しくは障害児の保護者
- 地域相談支援の申請に係る障害者

#### ② 一般相談支援事業

- 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護を行う病院又は精神科病院に入所・入院する障害者
- 児童福祉施設に入所する18歳以上の者
- 障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者

※ 精神科病院については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の者を対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を要する者等）が対象となります。

### ③ 障害児相談支援事業

障害児通所サービスを利用する全ての障害児

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、サービス利用計画の作成対象外になります。

## (2) 指定基準関係

相談支援事業者等の指定は、総合的に相談支援を行うものとして厚生労働省令（2頁を参照）で定める基準に該当する事業者からの申請により、当該事業を行う事業所ごとに行います。

※ 「総合的に相談支援を行うもの」とは、以下を満たす事業者とされています。

- 3障害対応可（他の事業所との連携により可能な場合を含む）
- 医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること
- 計画的に研修や事例検討を行う体制を整えていること

### ① 人員基準

|     |  |
|-----|--|
| 従業者 | 地域相談支援…地域移行支援従事者 1人以上（※1）<br>特定相談支援及び障害児相談支援…相談支援専門員1人以上<br>（専従。ただし業務に支障のない場合はこの限りでない（※2）） |
| 管理者 | 原則として管理業務に従事するもの<br>（管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可）   |

※1 地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員でなければならない。

※2 計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、原則として、別々の従業者の配置は必要ではありません。

## (3) その他

### ① 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員を兼務する場合の取扱い

相談支援専門員は、原則専従としていますが、相談支援の提供体制を確保する観点から、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所（入所・通所・在宅）の職員等の兼務が認められています。

サービス提供事業所（入所・通所・在宅）の職員と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねません。このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングは別の相談支援専門員が行うことを基本とします。

ア) 地域に他の相談支援事業所がない場合

イ) 新規支給決定又は変更後、概ね3箇月以内の場合

（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）

ウ) その他市町村がやむを得ないと認める場合

② 障害児相談支援事業に係る指定の取扱い

障害児相談支援事業については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスについて一体的に判断することが望ましいことから、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の両方の指定を受けることを基本とします。

この場合、当該事業所が障害児のみを対象とする場合は、運営規程において主たる対象者を障害児とする旨を明記することにより、主たる対象者以外の者から依頼があった場合に正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否することができます。

③ 障害児に係る計画作成等の報酬について

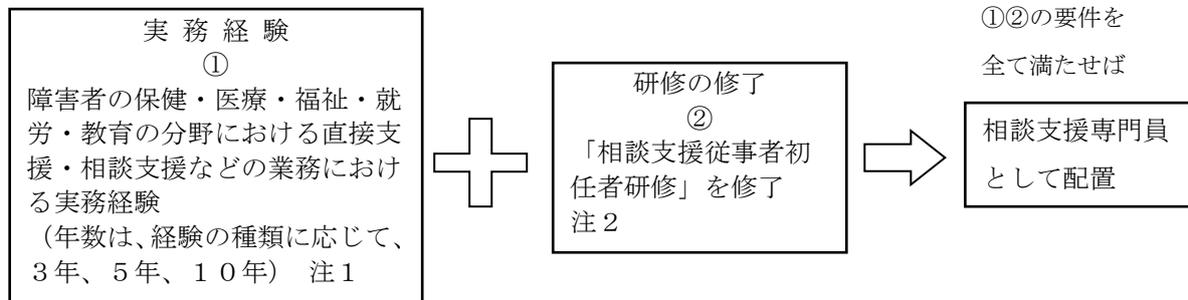
特定相談支援事業者（障害児の居宅サービス）及び障害児相談支援事業者（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成した場合、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定することになります。

④ サービス等利用計画と個別支援計画の関係

サービス等利用計画については、相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものです。

一方、個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものであることに留意してください。

⑤ 相談支援専門員の資格要件等について



(注1) 実務経験の要件は、平成18年9月29日厚生労働省告示第549号「指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定められている。(32頁から33頁を参照)

(注2) 研修の修了要件について

都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修(平成18年度以降実施分、5日間)を修了していることが必要。その後も現任研修を5年度以内ごとに1回以上は受講することが必要。

(例:平成21年度に初任者研修を受講した場合→現任者研修は、「平成22年度から平成26年度の間に1回以上→平成27年度から平成31年度の間に1回以上」の受講が必要です。)

実務経験一覧表（相談支援専門員）

| 業務の範囲                  | 対象となる事業・業務等   | 経験年数                                  |
|------------------------|---|---------------------------------------|
| ①相談支援業務<br>その他これに準ずる業務 | <p>平成18年10月1日において現に下記に掲げる事業に従事する者が、平成18年9月30日までに従事した期間</p> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業</p> <p>ロ 精神障害者地域生活支援センター</p> <hr/> <p>イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者</p> <p>ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者</p> <p>ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者</p> <p>二 次のいずれかに該当する者が従事する保健医療機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等（※）を有している者</p> <p>(4) 上記イからハに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上であるもの</p> <p>ホ 職業者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる機関</p> <p>ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務</p> | <p>通算して3年以上</p> <hr/> <p>通算して5年以上</p> |
| ②直接支援業務                | <p>イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者</p> <p>ハ 保健医療機関又は保健薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p>   | <p>通算して10年以上</p>                      |
| ③有資格者                  | <p>次のいずれかに該当する者が、上記②のイからハに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者</p>   | <p>通算して5年以上</p>                       |

|  |  |          |
|--|--|----------|
|  | 国家資格等（※）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合 | 通算して3年以上 |
|--|--|----------|

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

## 6、療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・障害者支援施設（施設入所支援）

### (1) サービスの種類

| 種 類                 | サービスの概要  |
|---------------------|--|
| 療養介護                | 病院などへの長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供する。   |
| 生活介護                | 地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に障害者支援施設などで入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会などを提供する。   |
| 自立訓練(機能訓練)          | 身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者に対して、障害者支援施設などで、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。  |
| 自立訓練(生活訓練)          | 生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対して、障害者支援施設などで入浴、排泄及び食事等に関する必要な訓練や、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。  |
| 就労移行支援              | 一般就労などを希望する障害者に対して、一定期間、実習や職場探しを通じ、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練などを行う。   |
| 就労継続支援A型            | 一般就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。   |
| 就労継続支援B型            | 一般就労が困難な障害者のうち通常の仕事所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情より引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても一般就労に至らなかった者等につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援。 |
| 施設入所支援<br>(障害者支援施設) | 障害者支援施設に障害者を入所させ、主に夜間において入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）とともに、身体機能もしくは生活能力の向上のために必要な支援（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う。                               |

(2) 共通する基準事項

① 人員配置基準

|   |  |   |
|---|--|---|
| 管理者<br>(施設長)  | 療養介護   | 医師  |
|   | 就労継続支援<br>A型   | 下記のいずれかに該当する者<br>① 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者<br>② 社会福祉事業に2年以上従事した者又は企業を経営した経験を有する者<br>③ ②と同等以上の能力を有すると認められる者  |
|   | その他  | 特になし  |
| 責務  | ① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。<br>② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。                             |   |
| 専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。<br>ただし、管理業務に支障がない場合は、①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務のいずれかとの兼務は可。 |  |   |
| サービス管理<br>責任者   | 配置数  | <input type="checkbox"/> 利用者が60人以下…1人以上<br><input type="checkbox"/> 利用者が61人以上…利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上<br><input type="checkbox"/> 常勤1人以上  |
|   | 資格要件   | 実務経験及び研修修了要件があります。詳細は50頁から54頁を参照してください。   |
|   | 業務   | ① 個別支援計画の作成に関すること。<br>・利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。<br>・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を聴取。<br>・個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。<br>・作成した個別支援計画を利用者に交付。<br>・療養介護計画等の実施状況を把握し、6ヵ月に1回以上見直しを実施（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型については3ヵ月に1回以上実施）。<br>② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。<br>① 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。<br>④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 |
|   | 専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、同事業所の管理者は兼務可能。また、常勤要件が不要のサービス管理責任者についてはサービス提供職員を兼務可能。 |   |
| サービス提供職員  | サービス提供職員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。                                      |   |

② 設備基準

- 構造は、利用者の特性に応じて工夫されていて、かつ、日照、採光、換気等、利用者の保護衛生及び防災に配慮されていること。
- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

③ 規模

ア 最低定員の原則 社会福祉法に定める20人

イ 最低定員の例外

(ア) 就労継続支援A型 10人

(イ) 施設入所支援 30人

※ ただし、他の入所を目的とする社会福祉施設等と併設される場合は10人

(2) 障害福祉サービス事業ごとの個別基準

① 療養介護

|      |   |   |
|------|---|---|
| 人員基準 | 従業者   | <p>① 医師<br/>健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上</p> <p>① 看護職員（看護師又は准看護師若しくは看護補助者）<br/>常勤換算で利用者の数を2で除した数以上（単位ごと）</p> <p>② 生活支援員<br/>・常勤換算で利用者の数を4で除した数以上（単位ごと）<br/>ただし、看護職員が②以上に配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。<br/>・1人以上は常勤であること（単位ごと）<br/>・生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>④ サービス管理責任者<br/>・利用者の数が60以下：1人以上<br/>・利用者の数が61以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上<br/>・1人以上は常勤</p> |
|      | 管理者   | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。   |
| 設備基準 | <input type="checkbox"/> 医療法に規定する病院に置くべきものとされる設備<br><input type="checkbox"/> 多目的室その他の運営上必要な設備 |   |
| 最低定員 | 20人   |   |

② 生活介護

|      |   |  |
|------|---|--|
| 人員基準 | 従業者   | <p>① 医師<br/>利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数</p> <p>② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）<br/>1人以上（単位ごと）</p> <p>③ 理学療法士又は作業療法士<br/>日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数（単位ごと）<br/>※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。</p> <p>④ 生活支援員<br/>1人以上（単位ごと） 常勤1人以上<br/>◆ サービス提供職員の総数（単位ごと②～④の配置総数）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平均障害支援区分4未満の場合<br/>常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</li> <li>・平均障害支援区分4以上5未満の場合<br/>常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上</li> <li>・平均障害支援区分5以上の場合<br/>常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上</li> </ul> <p>⑤ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が60人以下…1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上…1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> |
|      | 管理者   | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。  |
| 設備基準 | <p>① 訓練・作業室<br/>・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）<br/>・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</p> <p>② 相談室<br/>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所<br/>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所<br/>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 静養室<br/>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑥ 更衣室<br/>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑦ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> |  |
| 最低定員 | 20人（多機能型の場合は6人）   |  |

※医師を配置しない場合は、1日につき12単位を減算になります。ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限ります。

③ 自立訓練（機能訓練）

|      |  |  |
|------|--|--|
| 人員基準 | 従業者  | <p>① 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）<br/>1人以上（常勤1人以上）</p> <p>② 理学療法士又は作業療法士<br/>1人以上<br/>※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。</p> <p>③ 生活支援員<br/>1人以上（常勤1人以上）</p> <p>◆ サービス提供職員の総数（①～③の配置総数）<br/>常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</p> <p>◆ 訪問による自立訓練<br/>利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、①～③に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p> <p>④ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul> <p>・1人以上は常勤</p> |
|      | 管理者  | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。  |
| 設備基準 | <p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）</li> <li>・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</li> </ul> <p>② 相談室<br/>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所<br/>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所<br/>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 静養室<br/>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑥ 更衣室<br/>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑦ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> |  |
| 最低定員 | 20人（多機能型の場合は6人）  |  |

④ 自立訓練（生活訓練）

|      |  |  |
|------|--|--|
| 人員基準 | 従業者  | <p>① 生活支援員<br/>         &lt;通常型&gt;常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上<br/>         &lt;宿泊型&gt;常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上<br/>         ・常勤1人以上</p> <p>② 地域移行支援員<br/>         &lt;宿泊型&gt; 1人以上<br/>         ◆ 健康上の管理などの必要のある者がいるため、看護職員を配置する場合は、生活支援員及び看護職員の総数を常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上<br/>         ◆ 訪問による自立訓練<br/>         利用者の居宅訪問により自立訓練を提供する場合は、上記の員数に加え、訪問による自立訓練を提供する生活支援員を1人以上配置</p> <p>③ サービス管理責任者<br/>         ・利用者の数が60人以下：1人以上<br/>         ・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上<br/>         ・1人以上は常勤</p> |
|      | 管理者  | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。  |
| 設備基準 | <p>① 訓練・作業室<br/>         ・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）<br/>         ・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</p> <p>② 相談室<br/>         室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所<br/>         利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所<br/>         利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 静養室<br/>         プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑥ 更衣室<br/>         プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑦ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> <p>&lt;宿泊型&gt;</p> <p>① 居室<br/>         定員1人、居室面積 7.43㎡（収納設備等を除く）</p> <p>② 浴室<br/>         利用者の特性に応じたもの</p> |  |
| 最低定員 | 20人（多機能型の場合は6人。宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合は、宿泊型自立訓練は10人、それ以外の自立訓練（生活訓練）は6人。）   |  |

⑤ 就労移行支援（一般型）

|      |   |  |
|------|---|--|
| 人員基準 | 従業者   | <p>① 職業指導員 1人以上</p> <p>② 生活支援員 1人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上</li> <li>・職業指導員及び生活支援員の、いずれか1人以上は常勤</li> </ul> <p>③ 就労支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算方法により、利用者の数を15で除した数以上</li> <li>・常勤1人以上</li> </ul> <p>④ サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> |
|      | 管理者   | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。  |
| 設備基準 | <p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）</li> <li>・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</li> </ul> <p>② 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</p> <p>③ 洗面所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>④ 便所</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 静養室</p> <p>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑥ 更衣室</p> <p>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</p> <p>⑦ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> |  |
| 最低定員 | 20人（多機能型の場合は6人）   |  |

⑥ 就労移行支援（資格取得型）

|      |   |   |
|------|---|---|
| 人員基準 | 従業者                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職業指導員 1人以上</li> <li>② 生活支援員 1人以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上</li> <li>・職業指導員及び生活支援員の、いずれか1人以上は常勤</li> </ul> </li> <li>③ サービス管理責任者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> </ul> </li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> |
|      | 管理者                                       | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。   |
| 設備基準 | あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備 |   |
| 最低定員 | 20人                                       |   |

⑦ 就労継続支援

|      |  |   |
|------|--|---|
| 人員基準 | 従業者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職業指導員 1人以上</li> <li>② 生活支援員 1人以上</li> <li>・職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法により、利用者の数を10で除した数以上</li> <li>・職業指導員及び生活支援員の、いずれか1人以上は常勤</li> <li>③ サービス管理責任者</li> <li>・利用者の数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> </ul> |
|      | 管理者  | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。   |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訓練・作業室</li> <li>・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）</li> <li>・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</li> <li>② 相談室</li> <li>室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること</li> <li>③ 洗面所</li> <li>利用者の特性に応じたもの</li> <li>④ 便所</li> <li>利用者の特性に応じたもの</li> <li>⑤ 静養室</li> <li>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</li> <li>⑥ 更衣室</li> <li>プライバシー確保のための間仕切り等を設置</li> <li>⑦ 多目的室その他運営上必要な設備</li> </ul> <p>※訓練・作業室は、サービスの提供に支障がない場合、設けないことができる。<br/>         ※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> |   |
| 最低定員 | <p>(A型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約締結利用者10人以上</li> <li>・雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内</li> </ul> <p>(B型)</p> <p>20人</p> <p>※多機能型の場合は10人</p>  |   |

※就労継続支援A型を行う設置法人について

指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。（基準省令第189条第1項）

※雇用契約の有無について（介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領、平成30年4月1日最終改正）第2のIの5の（14）のウ（イ）③より）

雇用契約を締結する利用者と、雇用契約を締結しない利用者については、作業場所及び作業内容を明確に区分する（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表やシフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。

⑧ 障害者支援施設（施設入所支援）

|             |  |  |
|-------------|--|--|
| <p>人員基準</p> | <p>サービス提供職員</p>  | <p>① 施設入所支援（夜勤職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が60人以下 1人以上</li> <li>・利用者が61人以上 利用者が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> <p>② 昼間実施サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれのサービスの基準による。</li> <li>・複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の取扱い。</li> </ul> |
| <p>設備基準</p> | <p>※ 原則として、耐火又は準耐火建築物であること</p> <p>① 訓練・作業室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者へのサービス提供に支障がない広さ（1人あたり床面積3㎡以上）</li> <li>・訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること</li> </ul> <p>② 居室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員4人以下</li> <li>・地階への設置は不可</li> <li>・面積9.9㎡以上（収納設備等を除く）</li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を設置</li> <li>・1以上の出入口は避難上有効な空地、廊下、広間に直接面して設けること</li> <li>・必要に応じて利用者の身の回り品を保管できる設備を設置</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設置</li> </ul> <p>③ 食堂</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供に支障がない広さ</li> <li>・必要な備品設置</li> </ul> <p>④ 浴室</p> <p>利用者の特性に応じたもの</p> <p>⑤ 洗面所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設置</li> <li>・利用者の特性に応じたもの</li> </ul> <p>⑥ 便所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとに設置</li> <li>・利用者の特性に応じたもの</li> </ul> <p>⑦ 相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設置</li> </ul> <p>⑧ 静養室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー確保のための間仕切り等を設置</li> </ul> <p>⑨ 更衣室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー確保のための間仕切り等を設置</li> </ul> <p>⑩ 多目的室その他運営上必要な設備</p> <p>※相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。</p> <p>⑪ 廊下幅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片廊下1.5メートル以上、中廊下1.8メートル以上</li> <li>・廊下の一部を拡張することにより利用者、従業員等の円滑な往来に支障がないようにすること</li> </ul> |  |
| <p>最低定員</p> | <p><input type="checkbox"/> 施設入所支援</p> <p>30人以上<br/>（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 昼間実施サービス</p> <p>20人以上<br/>（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は10人以上）</p> <p><input type="checkbox"/> 複数の昼間実施サービスを行う場合</p> <p>各サービス6名以上（就労継続支援B型は10人以上）かつ各サービス利用定員合計が20人以上<br/>（入所を目的とする他の社会福祉施設に併設する場合は12人以上）</p>   |  |

## 7、就労定着支援・自立生活援助

### (1) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）の利用を経て、通所の事業所に新たに雇用された障害者に対して、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した後、引き続き就労の継続を図るために、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や就労に伴い生じた生活面の課題解決等に向けて必要な支援を行う。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 人員基準 | 従業者   | <p>① 就労定着支援員 常勤換算方法により、利用者の数を40で除した数以上</p> <p>② サービス管理責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が60人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・就労移行支援等に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、生活介護、自立訓練又は就労継続支援の利用者の合計数とする。</li> <li>・「利用者の数＝前年度の平均の利用者の数」になるが、新設等の場合は、下記のとおり。<br/> 「新設の時点から6月未満の間」は、便宜上、「一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の過去3年間の総数の70%」<br/> 「新設の時点から6月以上1年未満の間」は、「直近の6月における全利用者の延べ数を6で除した数」</li> </ul> |
|      | 管理者   | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。   |
| 設備基準 | 指定就労定着支援事業を行うのに必要な広さの区画を有すること。<br>指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。                       |   |
| 実施主体 | 過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所へ新たに障害者を雇用させている指定障害福祉サービス事業者（生活介護事業、自立訓練事業又は就労継続支援事業を実施する者に限る。） |   |

(2) 自立生活援助

利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他必要な支援を行う。(当該支援は、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものになる。)

|      |   |  |
|------|---|--|
| 人員基準 | 従業者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活支援員 1以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする</li> </ul> </li> <li>② サービス管理責任者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数が30人以下：1人以上</li> <li>・利用者の数が31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・非常勤でも可</li> </ul> </li> </ul> |
|      | 管理者   | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものであり、常勤。  |
| 設備基準 | 指定自立生活援助事業を行うのに必要な広さの区画を有すること。<br>指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えること。   |  |
| 実施主体 | 下記の3点のいずれかに該当する事業者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害福祉サービス事業者（居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業、宿泊型自立訓練事業又は共同生活援助事業を実施する者に限る。）</li> <li>・指定障害者支援施設事業者</li> <li>・指定特定相談支援事業者</li> </ul> |  |

## 8、サービス管理責任者について

下表のサービス種類の事業者は、個別支援計画の策定やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導及び助言等を行うサービス管理責任者の配置が必要です。

### (1) サービス管理責任者の配置が必要なサービス種類及び対応する研修分野

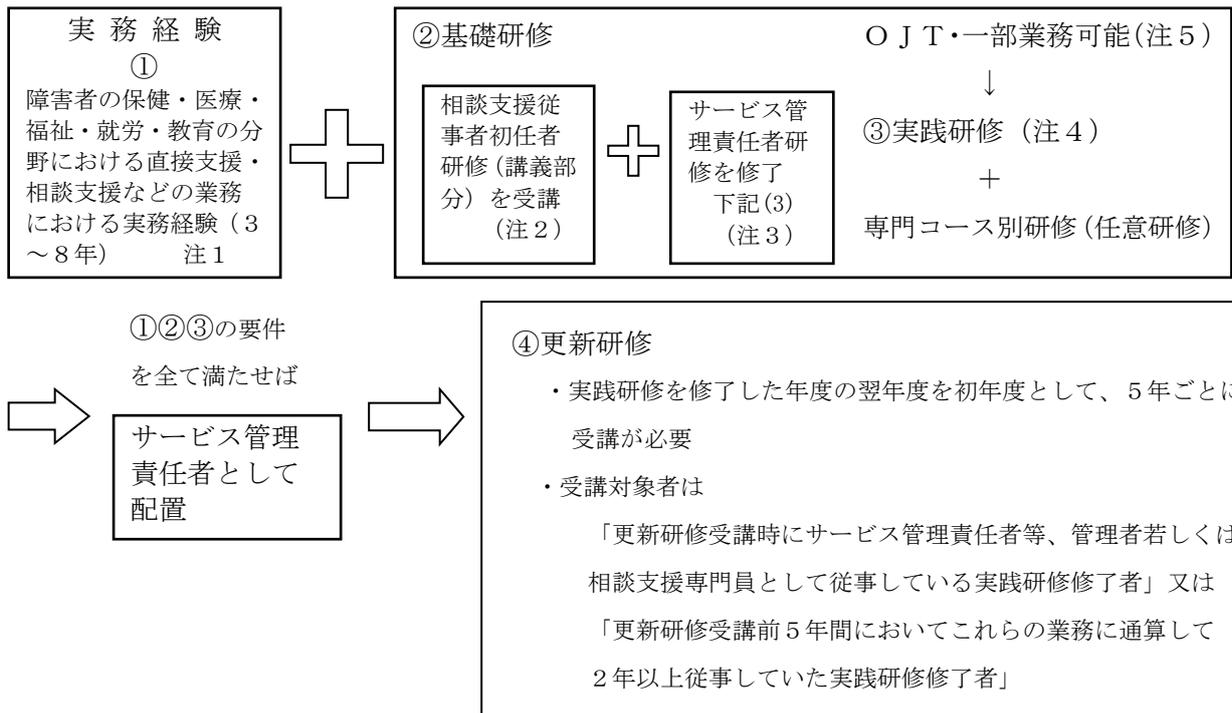
| サービス種類           | 必要員数（1事業所あたり）  |
|------------------|--|
| 療養介護             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者数が60人以下：1以上</li> <li>●利用者数が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> ※1人以上は常勤 |
| 生活介護             |  |
| 自立訓練（機能訓練）       |  |
| 就労移行支援           |  |
| 就労継続支援           |  |
| 就労定着支援           |  |
| 自立訓練（生活訓練）       |  |
| 自立生活援助<br>共同生活援助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用者数が30人以下：1以上</li> <li>●利用者数が31人以上：利用者が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</li> </ul> ※常勤要件なし  |

※表に記載のないサービス種類の事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、相談支援）は、サービス管理責任者を配置する必要はありません。

### (2) サービス管理責任者の要件

障害者（児）の支援に関する実務経験（経験の内容によって3年～8年）があり、かつ、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」等を受講・修了することが要件となっています。詳細は、次のとおりです。

## サービス管理責任者の資格要件



（注1）実務経験の要件は、平成18年9月29日厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」に定められている。（50頁から51頁を参照）

（注2）相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラム全5日間のうち、講義部分の2日間の部分をいう。

（注3）サービス管理責任者の実務経験である実務経験年数に達する2年前から受講できる。研修において、平成31年4月以降は統一分野になる。（平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。）

（注4）サービス管理責任者実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、過去5年間に通算して2年以上、相談支援又は直接支援業務の実務経験がある者が受講できる。

（注5）既に専従かつ常勤のサービス管理責任者が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者を2人配置したものとみなすことができる。

（経過措置等）

- ・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者に該当する者は、実践研修修了者とみなす。（ただし、平成36年3月31日までに更新研修を修了し、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することが必要。）
- ・実務経験を満たす者が平成34年3月31日までに基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了後3年間は、実践研修修了者とみなす。
- ・実践研修修了者が必要な期間に更新研修修了者とならなかった場合は、改めて実践研修を修了することによって、サービス管理責任者になることができる。

(3) 平成24年度以降のサービス管理責任者の研修要件に関する取扱い

- ・やむを得ない事情によりサービス管理責任者が欠如した事業所（平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議資料より）

当該事由発生後1年間は、サービス管理責任者の研修修了の要件を満たしているものとみなされます。サービス管理責任者の変更届出の際に、欠如したやむを得ない事情について確認を行います。研修受講誓約書の提出が必要です。

実務経験一覧表（サービス管理責任者）

【障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務について】

|                        | 業務内容  |  | 実務経験年数           |
|------------------------|-------|--|------------------|
| ①相談支援業務<br>その他これに準ずる業務 | A-i   | 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者   | A及びBの期間が通算して5年以上 |
|                        | A-ii  | 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者   |                  |
|                        | A-iii | 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  |                  |
|                        | A-iv  | 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  |                  |
|                        | A-v   | 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者   |                  |
|                        | A-vi  | 二 次のいずれかに該当する者が従事する保健医療機関の従業者又はこれに準ずる者<br>(1) 社会福祉主事任用資格者<br>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者<br>(3) 国家資格等（※）を有している者<br>(4) 上記 i から v に掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上であるもの |                  |
| ②直接支援業務                | (i)   | 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者   | 通算して8年以上         |
|                        | (ii)  | 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者  |                  |
|                        | (iii) | 保健医療機関又は保健薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設の従業者   |                  |
|                        | (iv)  | 子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項）、助成金（同法第49条第1項第6号）の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者  |                  |
|                        | (v)   | 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者   |                  |
|                        | B     | 上記（i）から（v）に掲げる施設において、次のいずれかの資格を有して直接支援業務にあたった者   | A及びBの期間が通算して5年   |

|  |   |  |          |
|--|---|--|----------|
|  |   | (1) 社会福祉主事任用資格者<br>(2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により、相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者<br>(3) 保育士<br>(4) 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員 | 以上       |
|  | C | 国家資格等(※)に基づく業務に通算して3年以上従事している者が、上記に掲げる業務に従事する場合  | 通算して3年以上 |

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により、日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務。

② 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、又は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務。

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

サービス管理責任者の実務経験に関するQ&A

| 質 問   | 回 答   |
|---|---|
| 国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。 | 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。                              |
| 実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、福祉事務所等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。  | 掲げられている機関や施設において、相談支援業務又は直接支援業務に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。                        |
| 指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。  | 実務経験の対象となる業務の勤務先である施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。<br>また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。 |

## IV、参考事項

### 1、主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、対象とする障害の種類（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能とされています。

#### 【主たる対象者特定の方法】

□ 運営規程において規定する。

□ 指定申請の際には、「主たる対象者（障害の種類）」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式あり）を添付する。

□ 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの（対象としない障害種別についてサービス提供ができない理由）である必要がある。

（例）知的障害者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、応諾義務があるため、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません。

主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

### 2、人員配置基準に必要な項目の算出方法について

#### （1）利用者数

前年度の平均実利用者数

延べ利用者数/開所日数（※小数点第2位以下切り上げ）

#### （2）平均障害支援区分

【算出方法】（平成18年厚生労働省告示第542号より）

$$\left( (\text{区分2利用者数} \times 2) + (\text{区分3利用者数} \times 3) + (\text{区分4利用者数} \times 4) + (\text{区分5利用者数} \times 5) + (\text{区分6利用者数} \times 6) \right) / \text{総利用者数}$$

※小数点第2位以下四捨五入

※前年度実績1年未満（実績なし含む）の場合は、合理的推定方法による。

### 3、運営規程の記載について

訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）及び相談支援以外の事業については、職員の数数は実人員で記載してください。

#### 4、定款の事業名の記載について

□ 定款の事業名の記載例

| 指定を受ける事業   | 記 載 例                                      |
|--|--|
| 障害福祉サービス事業<br>居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 |
| 一般相談支援事業(地域定着支援・地域移行支援)  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業   |
| 特定相談支援事業   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業   |
| 障害児相談支援事業  | 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業                         |

□ 複数の障害福祉サービス事業を実施する場合も、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」という総称を記載することで足るものとし、「居宅介護事業、重度訪問介護事業・・・」というように個別の事業名で規定する必要はありません。

□ 社会福祉法人の場合は、一部記載方法が異なる点があるため、各社会福祉法人所轄庁からの指示に基づいた記載として下さい。

## 【障害者総合支援法関係条文抜粋】

### (指定障害福祉サービス事業者の指定)

**第三十六条** 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関し

て当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 八 申請者が、第五十条第一項、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 九 申請者が、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から第十一号までのいずれかに該当する者であるとき。

- 4 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

#### （指定障害者支援施設の指定）

- 第三十八条** 第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害者支援施設の設置者の申請により、施設障害福祉サービスの種類及び当該障害者支援施設の入所定員を定めて、行う。
- 2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該都道府県における当該申請に係る指定障害者支援施設の入所定員の総数が、第八十九条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県の当該指定障害者支援施設の必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。
  - 3 第三十六条第三項及び第四項の規定は、第二十九条第一項の指定障害者支援施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （指定一般相談支援事業者の指定）

- 第五十一条の十九** 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業を行う者の申請により、地域相談支援の種類及び一般相談支援事業を行う事業所（以下この款において「一

般相談支援事業所」という。) ごとに行う。

- 2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### (指定特定相談支援事業者の指定)

**第五十一条の二十** 第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所(以下この款において「特定相談支援事業所」という。)ごとに行う。

- 2 第三十六条第三項(第四号、第十号及び第十三号を除く。)の規定は、第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第三十六条第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 【児童福祉法条文抜粋】

#### 〔指定障害児相談支援事業者の指定〕

**第二十四条の二十八** 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。

- ② 第二十一条の五の十五第三項(第四号、第十一号及び第十四号を除く。)の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第二十一条の五の十五第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。